



平成 28 年 2 月 18 日

各位

会 社 名 株式会社構造計画研究所  
 代 表 者 名 代表取締役社長 服 部 正 太  
 (JASDAQ・コード4748)  
 問 合 せ 先 取締役専務執行役員 湯 口 達 夫  
 電 話 番 号 03-5342-1040

**第三者割当による自己株式の処分並びに  
 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本自己株式処分により、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

**I. 第三者割当による自己株式の処分**

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 28 年 3 月 10 日(木)
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 500,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,310 円
(4) 資 金 調 達 の 額	655,000,000 円
(5) 処 分 方 法	第三者割当の方法によります。
(6) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(7) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員持株会である構研所員持株会（以下、「持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本信託」といいます。）の導入を決議いたしました。本信託に係る従業員株式所有制度（以下、「本制度」といいます。）の概要につきましては本日付『「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の導入（詳細決定）に関するお知らせ』をご参照下さい。本自己株式処分は、本信託導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

処分価額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
655,000,000 円	—	655,000,000 円

## (2) 調達する資金の具体的な使途

上記の差引手取概算額 655,000,000 円のうち、250,000,000 円については、平成 28 年 6 月期のエンジニアリングコンサルティング事業（防災・耐震・環境評価解析コンサルティング、建築物の構造設計、ソフトウェア開発の企画フェーズに当たる要求定義・基本検討・研究試作業務、製造・物流系シミュレーション、マーケティングコンサルティング、リスク分析、マルチエージェントシミュレーション、交通シミュレーション、構造設計支援システム、移動通信・モバイル・ネットワーク通信システム、製造業向け営業・設計支援システム、最適化・物流システムの開発等）及びプロダクツサービス事業（建設系構造解析・耐震検討ソフト、ネットワークシミュレーションソフト、電波伝搬・電磁波解析ソフト、製造系設計者向け CAE ソフト、マーケティング・意思決定支援ソフト、統計解析ソフト、画像認識ソフト、クラウドメールサービス等の販売、及びコンサルティング、教育トレーニング等）における研究開発関連費（次世代の技術開発としての基礎研究活動及び次世代のビジネス開拓としての事業開発活動等）に充当し、405,000,000 円については、人件費及び業務委託費等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社当座預金口座にて管理を行います。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、また財務体質の更なる健全化につながるため、合理性があるものと考えております。

## 5. 処分条件等の合理性

### (1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（平成 28 年 2 月 17 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,310 円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、合理的であると判断しております。

処分価額 1,310 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 ヶ月間の終値平均 1,327 円（円未満切捨）に対して 98.72% 乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 ヶ月間の終値平均 1,348 円（円未満切捨）に対して 97.18% 乗じた額であり、同直近 6 ヶ月間の終値平均 1,353 円（円未満切捨）に対して 96.82% 乗じた額となっております。以上を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名（うち 2 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分数量は、2 年 2 ヶ月の信託期間中に持株会が本信託より取得する予定数量に相当するものであります。

本自己株式処分の対象となる株式数 500,000 株は、本日現在の発行済株式総数 6,106,000 株に対し 8.19%（小数点第 3 位を四捨五入）、その議決権数の割合が 9.80%（小数点第 3 位を四捨五入。平成 27 年 12 月 31 日現在の総議決権数 46,008 個に本自己株式処分の対象となる株式に係る議決権数 5,000 個を加算した合計 51,008 個の議決権数を母数として計算しています。）となります。

当面は本信託のスキームにより本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられないこと及び本自己株式処分は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり当社の企業価値向上に繋がることから、本自己株式処分による株式の希薄化の規模は合理的と判断しております。

## 6. 処分先の選定理由等

### (1) 処分先の概要

①名称 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）

②信託契約（株式給付信託契約）の内容

委託者 当社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受 益 者 受益者適格要件を充足する持株会会員  
 信託設定日 平成 28 年 3 月 10 日 (予定)  
 信託の期間 平成 28 年 3 月 10 日～平成 30 年 5 月 10 日 (予定)

③上場会社と処分先の関係等

当社と処分先との間に資本関係、人的関係及び取引関係はございません。また、処分先は当社の関連当事者ではありません。

(1)	名 称	資産管理サービス信託銀行株式会社		
(2)	所 在 地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号 晴海トリトンスクエア タワー乙		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森脇 朗		
(4)	事 業 内 容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、 確定拠出年金の資産管理業務		
(5)	資 本 金	50,000 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	平成 13 年 1 月 22 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	1,000,000 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	603 人 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	事業法人、金融法人		
(11)	主 要 取 引 銀 行	-		
(12)	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ	54%	
		第一生命保険株式会社	23%	
		朝日生命保険相互会社	10%	
(13)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (連結)	(単位:百万円。特記しているものを除く。)		
	決 算 期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
	純 資 産	57,545	58,535	59,419
	総 資 産	2,900,354	735,648	1,993,528
	1 株 当 たり 純 資 産 (円)	57,545	58,535	59,419
	経 常 収 益	21,526	22,651	23,785
	経 常 利 益	1,296	1,911	1,792
	当 期 純 利 益	794	1,169	1,129
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	794.26	1,169.04	1,129.20
	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	160.00	240.00	230.00

※ なお、処分先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体 (以下、「特定団体等」といいます。) であるか否か、及び処分先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、処分先のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって処分先が特定団体等でないこと及び処分先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分先を選定した理由

今般、当社は本制度の導入にあたり、同種の制度の受托実績や制度導入に至るサポート体制、導入後の事務体制等を、本制度の円滑かつ堅確な導入と運営の観点から総合的に検討した結果、みずほ信託銀行株式会社を本信託の受託者として選定いたしました。みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E 口) を再信託受託者として再信託しますので、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E 口) が処分先として選定されることとなります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、上記信託契約に基づき、2年2ヵ月の信託期間内において持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものであります。

当社は処分先である資産管理サービス信託銀行（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成28年3月10日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。なお、上記信託契約に基づき、本自己株式処分により割当てられた株式は、毎月定期的に処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）から持株会に譲渡されることになっております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、処分先が本信託の受託者からの信託金によって払込みを行う予定である旨を締結予定の株式給付信託契約の草案により確認しております。当該信託金については、本信託の受託者（みずほ信託銀行株式会社）が株式会社みずほ銀行からの借入金によって調達する予定である旨を金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該金銭消費貸借契約は、借入人、保証人、貸付人の三者間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

処分先 : 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）  
 借入人 : みずほ信託銀行株式会社  
 保証人 : 当社  
 貸付人 : 株式会社みずほ銀行（655,000,000円）

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成27年12月31日現在）		処分後	
服部 正太	10.68%	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	9.80%
株式会社南悠商社	10.65%	服部 正太	9.64%
合同会社Asti インベストメント	8.28%	株式会社南悠商社	9.61%
株式会社りそな銀行	4.35%	合同会社Asti インベストメント	7.47%
富野 壽	4.25%	株式会社りそな銀行	3.92%
有限会社構研コンサルタント	2.51%	富野 壽	3.83%
阿部 誠允	1.97%	有限会社構研コンサルタント	2.26%
三吉 健滋	1.37%	阿部 誠允	1.77%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口・75716口）	1.24%	三吉 健滋	1.23%
奥村 光男	1.01%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口・75716口）	1.11%

(注) 1. 平成27年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。  
 2. 上記のほか当社保有の自己株式1,504,528株（平成27年12月31日現在）は処分後1,004,528株となります。なお、処分後の持株比率については、本自己株式処分による自己株式の減少を織り込んだ割合となっています。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

(企業行動規範上の手続き)

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手

及び株主の意思確認手続は要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単体) (単位:百万円)

	平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期
売上高	8,776	10,648	11,003
営業利益	549	963	885
経常利益	485	911	836
当期純利益	278	394	468
1株当たり当期純利益	49.57	75.12	106.23
1株当たり配当金(円)	20.00	35.00	40.00
1株当たり純資産(円)	667.48	633.95	702.51

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(本日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,106,000	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	—%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期
始 値	661円	1,022円	1,048円
高 値	1,745円	1,710円	3,090円
安 値	582円	947円	1,025円
終 値	1,050円	1,036円	1,522円

② 最近6ヵ月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始 値	1,355円	1,315円	1,235円	1,460円	1,384円	1,434円
高 値	1,438円	1,325円	1,881円	1,650円	1,453円	1,947円
安 値	1,045円	1,218円	1,235円	1,373円	1,292円	1,120円
終 値	1,317円	1,230円	1,490円	1,380円	1,392円	1,785円

③ 処分決議日直前取引日における株価

	平成28年2月17日現在
始 値	1,221円
高 値	1,344円
安 値	1,220円
終 値	1,310円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式処分

処 分 期 日	平成26年12月2日
調 達 資 金 の 額	189,894,900円
処 分 価 額	2,001円

処分時における発行済株式数	4,506,572株(除自己株式)
処分株式数	94,900株
処分後における発行済株式数	4,601,472株(除自己株式)
処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)
処分時における当初の資金用途	借入金の返済資金に充当。
処分時における支出予定時期	平成26年12月2日以降、平成27年6月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当いたしました。

#### 10. 処分要項

(1) 処分株式数	普通株式500,000株
(2) 処分価額	1株につき金1,310円
(3) 資金調達の額	655,000,000円
(4) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(5) 処分先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
(6) 申込期日	平成28年3月10日(木)
(7) 払込期日	平成28年3月10日(木)
(8) 処分後の自己株式数	1,004,528株

※処分後の自己株式数は、平成27年12月31日現在の自己株式数を基準として記載しております。

## II. 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

前記「I. 第三者割当による自己株式の処分」記載の自己株式処分に伴い、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が見込まれるものであります。

### 2. 異動予定日

平成28年3月10日(木)

### 3. 異動する株主の概要

#### (1) 主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなる株主

① 氏名	服部 正太氏
② 住所	東京都品川区

#### (2) 主要株主に該当しないこととなる株主

① 名称	株式会社南悠商社
② 所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1番35号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊池 智
④ 事業内容	石油製品等の卸売
⑤ 資本金	50,000千円

### 4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

#### (1) 服部 正太

	議決権の株 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
--	------------------	---------------------	-------

異動前 (平成27年12月31日現在)	4,915 個 (491,500 株)	10.68%	第1位
異動後	4,915 個 (491,500 株)	9.64%	第2位

(2) 株式会社南悠商社

	議決権の株 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成27年12月31日現在)	4,900 個 (490,000 株)	10.65%	第2位
異動後	4,900 個 (490,000 株)	9.61%	第3位

※ 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、平成27年12月31日現在の総株主の議決権の数(46,008 個)に、本自己株式処分の対象となる株式に係る議決権数 5,000 個を加算した合計 51,008 個の議決権数を分母として計算しております。

5. 今後の見通し

本件による、業績への影響はありません。

以上